

入札公告

川崎市立川崎病院における飲料自動販売機設置事業者の一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立川崎病院における飲料自動販売機設置事業者の選定
- (2) 履行場所 川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
- (3) 履行方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の一時貸付契約
- (4) 履行期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 「川崎市立川崎病院における飲料自動販売機設置事業者 一般競争入札貸付案内書」（以下「案内書」という。）に定める条件及び法令を遵守し、飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置して運営する事業を行う能力等を有すること。
- (6) 過去2か年間において、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置し、及び運営した実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

3 契約条項を示す場所

川崎市立川崎病院事務局庶務課
〒210-0013
川崎市川崎区新川通12-1
電話 044-233-5521（代表）

4 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 令和5年1月26日（木）午前10時30分から午前11時まで
- (2) 入札及び開札の日時 令和5年1月26日（木）午前11時
- (3) 入札及び開札の場所 川崎市立川崎病院 7階 大会議室

5 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとします。

7 その他

(1) 詳細は案内書によります。案内書（様式類を含む）、仕様書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

(2) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院事務局庶務課庶務係

電話 044-233-5521（代表）

FAX 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp